添付書類(１１)

宅地建物取引士証の写し

貼　　付　　欄

|  |
| --- |
| 宅地建物取引士証の写しを貼ってください。 |

（注意）

１．専任の宅地建物取引士についてのみ必要です。専任の宅地建物取引士以外の宅地建物取引士については必要ありません。

２．専任の宅地建物取引士を２名以上設置している場合、必要数コピーしてください。

３．現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期間が残り少ない場合には（２か月）、「誓約書（　　年　　月　　日

　に宅地建物取引士証の講習を受け、更新した宅地建物取引士証のコピーを後日提出する旨の代表者の証明）」を

　添付してください。

　　「誓約書」の様式は、問いません。

添付書類（１２）

代表者の住民票抄本（原本）

（注意）

１．代表者の住民票の抄本は、個人申請の場合のみ必要です（申請者が法人の場合は不要）。

　　（注）本籍地の記載は不要です。

２．住民票の抄本は、申請前３か月以内に市区町村長が発行したものに限ります。

添付書類（１３）

身　分　証　明　書（原本）

及び

登記されていないことの証明書（原本）　又は　医師の診断書等（原本）

（注意）

１．身分証明書（身元証明書）とは、本籍地の市区町村長が発行する「成年被後見人及び被保佐人とみなされる者でない」（禁治産者・準禁治産者の宣告の通知を受けていないと表示されている。）及び「破産者に該当しない」という証明です。

　　登記されていないことの証明書とは、各地方法務局が発行したもので、「成年被後見人・被保佐人とする記録がない」ことの証明です。（全国の法務局・地方法務局の本局戸籍課窓口へ申請することができます。）

医師の診断書の内容について

医師の診断書には、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載したものとし、その根拠について記載してください。

　　（根拠として記載する事項の例）

　　Ａ　医学的診断

　　・診断名

　　・所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）

 　 　・各種検査結果（認知機能検査等）

　　　・短期間内に回復する可能性

　　Ｂ　判断能力についての意見

　　　・見当識の障害有無

　　　・他人との意思疎通の障害の有無

　　　・理解力・判断力の障害の有無

　　　・記憶力の障害の有無

　　Ｃ　参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

　　Ｄ　その他県が必要と認める事項

２．全て、申請前３か月以内に発行したものに限ります。

３．この添付書類を必要とする者は、下記のとおりです。

(1) 個人免許申請の場合

　①代表者　②政令で定める使用人（支店長等）

　（注意）上記に該当しない従業者（専任の宅地建物取引士を含む）は必要ありません。

(2) 法人免許申請の場合

　①代表取締役　②取締役　③監査役　④政令で定める使用人（支店長等）　⑤相談役・顧問

　⑥業務を執行する社員（合名会社の場合）　⑦会計参与

　（注意）上記に該当しない従業者（専任の宅地建物取引士を含む）・大株主は必要ありません。

添付書類（１４）

貸借対照表及び損益計算書

（注意）

１．法人免許申請の場合のみ。申請直前１期の事業年度分を添付してください。

　　個人免許申請の場合は、必要ありません。

２．新規免許申請で、法人を設立して未だ第１期の決算が終了していない場合は、下記の様式の貸借対照

表を添付してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　新規設立時の貸借対照表（例）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在　　　　　　　　　資　産　　　　　　　　　　　　　　　負債・資本

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　目 | 金　　額 | 科　目 | 金　　額 |
| 現　金 | １０，０００，０００円 | 資本金 | １０，０００，０００円 |
| 合　計 | １０，０００，０００円 | 合　計 | １０，０００，０００円 |

　　　　　上記のとおり、相違ありません。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　商号　　　　　代表者氏名 |

添付書類（１５）

納　税　証　明　書（原本）

（注意）

１．納税証明書とは、申請者の管轄税務署長が証明した（下掲の「納税証明書その１　納税額等証明用」）です。県及び市町村長発行の証明書ではありません。

２．個人申請の場合は、申請直前１年分の所得税について証明したものです。

　　法人申請の場合は、申請直前１年分の事業年度における法人税について証明したものです。

３．個人の新規申請で、申請者が給与所得者であった場合は、直前１年分の源泉徴収票のコピーを添付してください。

４．法人の新規申請で、新規設立法人の場合は、納税証明書は必要ありません。

５．税金の未納税額がある場合、税務署と協議した納税計画書（様式は問いません）を添付してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様　式　例）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　納　税　証　明　書（その１　納税額等証明用）住所（納税地）　〇〇氏名（名　称）　〇〇代表者氏名　〇〇 |
| 税　目 | 法人税 |  |
| 年 度 及 び 区 分 | 納付すべき税額 | 納付済額 | 未納税額 | 法定納期限等 |
| 申　告　額 | 更生・決定後の額 |
| (自)令和〇年〇月〇日(至)令和〇年〇月〇日本税 | \1,000,000 | \* \* \* \* \* \* \* \* | \1,000,000 | \0 | \* \* \* \* \* \* \* \* |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| （備　考）〇　証明書発行日現在の納付すべき税額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動を生じる場合があります。 |

　　　　　第　　　　号

　　　　　　　上記のとおり、相違ないことを証明します。

　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　〇〇〇税務署長

財務事務官　　〇〇〇

　　　QRコード　QRコード　QRコード　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

添付書類（１６）

法人登記事項証明書（原本）

　　（注意）

１．法人申請の場合のみ、添付してください。

２．法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、申請前３か月以内に法務局が発行したものに限ります。

添付書類（１７）

事務所付近の地図

事務所所在地（ビル名・マンション名・部屋番号まで記入してください。）

(注意)

１．事務所付近の地図は、事務所の所在地は記入し、最寄りの駅（JR、バス、地下鉄等）から事務所までの

　道順を記入してください。途中の目印・目標となる建物等を記入してください。

２．事務所がビル・マンションの場合、ビル名・マンション名・部屋番号まで記入してください。

添付書類（１８）

　　事務所の名称（　　　　　　　　　　　　）

事務所の写真

 　本店以外に支店・営業所等がある場合、事務所ごとの写真が必要になりますので、必要数コピーしてください。

|  |
| --- |
| 建物全体を写した写真○事務所の入居している建物全体の外観を写してください。○建物の入口がどの位置にあるのか、隣接してどのような建物があるのか、判るように撮影してください。 |

|  |
| --- |
| 事務所入口の写真○看板・標識などが掲示され、事務所の入口と判断できる写真を添付してください。（新規免許申請において、免許後に看板を作成する場合は、看板の設置予定位置を示す写真と看板の図案で可。）○テナントビルやマンションの一室が事務所の場合は、その部屋の入口全体、テナント表示（無ければ郵便ポスト）の写真を添付してください。また、名札など部屋番号を特定する表示があれば、その名札も映るように撮影してください。 |

添付書類（１８）

　　事務所の名称（　　　　　　　　　　　　）

事務所の写真

 　本店以外に支店・営業所等がある場合、事務所ごとの写真が必要になりますので、必要数コピーしてください。

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　事務所内部の写真○事務机、電話機等※が確認でき、事務所内部全体の分かる写真を添付してください。※「電話機等」については、事務所外で使用できないものに限ります。ただし、電話機の子機等で親機との接続可能範囲に事務所以外が若干含まれる程度であれば問題ありません。ＩＰ電話については、固定用電話として利用可能なものに限り可としています。○事務所は、独立性が保たれる必要があり、同一フロアに他の事業者がいる場合、以下の資料も添付してください。・平面図（自社事務所部分、他社専用部分、共用部分が分かるよう表示し、顧客のフロア入口から事務所までの動線を記載したもの）・事務所が他社専用部分と空間的に独立していることを示す写真（境界部分の壁やパーティション等の固定した間仕切り、表示等が写っているもの） |

|  |
| --- |
| 免許更新の場合、下記の写真を添付してください。・「宅地建物取引業者票」（注意）免許証・会員証ではありません。令和７年４月１日に改正された最新のものを撮影してください。・「報酬額についての建設省告示」最新（令和6年版）の報酬額表を撮影してください。（注意）印紙手数料・委任報酬ではありません。※文字が判読できる大きさで写真を撮ってください。 |

添　付　書　類　（１９）

営業保証金供託書等の写し（更新申請のみ）

貼　付　欄

・社員資格証明書（原本）

（注意）

保証協会に加入している場合に貼付してください。

申請書の内容と社員資格証明書の内容（商号・名称、代表者氏名、事務所所在地）が異なる場合、保証協会にその旨を届け出る必要があります。

・営業保証金供託書の写し

（注意）

保証協会に加入せずに、営業保証金を供託している場合に貼付してください。